

西東京市の青少年健全育成のあり方について

(答 申)

平成 15 年 3 月

西東京市青少年問題協議会

はじめに

西東京市青少年問題協議会は平成13年10月に市長より出された「西東京市の青少年の健全育成について」の諮問に対し、平成15年度の青少年施策に、本協議会での審議内容が反映されるよう、青少年の居場所づくりについて実効性のある具体的事項を中心に、昨年8月に中間答申として4つの柱からなる「居場所と活動の場の提供」「活動する団体への支援」「指導者の養成」「情報提供」を答申した。

その後、中間答申では触れていない、子どもの人権・非行・青少年犯罪などの諸問題について、関係機関から提供の資料などをもとに、協議を重ねてきた。また、「子どもの人権」について多数の委員から、これを尊重する意見があったことを標記する。

これらを踏まえ、本協議会では西東京市の「若者の育つまち」づくりを目指すため、青少年を施策の客体から主体へと位置付け、青少年に視点を置いて調査研究し議論を重ねた結果を、ここに答申として提案することとした。

西東京市青少年問題協議会委員一同

目 次

I	西東京市が目指す青少年の健全育成	1
1	青少年を取り巻く環境	1
2	若者の育つまちづくり	2
II	青少年の育ちを支える支援	3
1	社会の中で生きる力	3
(1)	遊びと学び	
(2)	生活と学び	
(3)	社会との接点	
2	自分を大切にする力	5
(1)	青少年犯罪	
(2)	青少年薬物	
(3)	青少年の性	
III	青少年の居場所づくり	7
1	青少年の求めている居場所とは	7
2	施設の現状と充実のための提案	8
(1)	児童館	
(2)	図書館	
(3)	公民館、地区会館(コミュニティセンター)、集会所	
(4)	市民会館、こもれびホール、コール田無	
(5)	スポーツセンター、総合体育館、各種スポーツセンター	
(6)	学校施設の開放	
(7)	野外活動センターの設置	
(8)	中学生の部活動の保障	
(9)	青少年センターの設置	
(10)	市の事業による、活動の場の提供	
3	活動する団体への支援	11
(1)	人的支援	
(2)	経済的支援	
(3)	施設、設備への支援	
4	指導者の養成	12
(1)	青少年指導者の必要性	
(2)	魅力ある居場所作りに必要な指導者の養成	
(3)	体系的、継続的な指導者養成への取り組み	
5	情報の提供	14
(1)	団体活動状況の把握	

- (2) 地域の人材情報の把握
- (3) 市民への情報提供
- (4) 児童・生徒への情報提供
- (5) 「青少年センターの設置」
- (6) 地域活動の交流と情報の把握

むすび	16
付属資料	18
1 西東京市青少年問題協議会委員名簿	19
2 答申策定までの経過	20
3 青少年問題協議会資料一覧	22

I 西東京市が目指す青少年の健全育成

次代を担っていく青少年が将来に希望と目標を持ち、体力や知性を育み、感性や道徳心を身につけた豊かな人間に成長することは、市民の共通の願いである。

そのため、いじめや非行をなくし、青少年が自他の生命を大切にする等、人間性豊かな社会の形成者として豊かに成長できるよう、関係機関と協力し、学校・家庭・地域社会の緊密な連携のもとに、すべての青少年の心とからだの健康づくり「若者の育つまち」を目指している。

1 青少年を取り巻く環境

最近の青少年は、社会の規範意識が希薄になっていること、善悪の判断に基づいて自分の欲求や衝動を抑制することができないこと、自尊意識の自覚がないことから、他人を尊重し思いやる気持ちが持てない等が課題となり、様々な問題行動を誘発する一因ともなっている。こうした状況を生み出す背景や要因は様々であるが、近年の社会環境の変化や、青少年の変化に家庭や学校が十分に対応しきれなくなっているのも事実である。特に性に関する問題行動及び薬物乱用問題に関しては、家庭・地域社会・関係機関との連携の上、問題防止に関する指導の推進が望まれている。

さらに、現在の日本は長い不況下にあり、おとなの雇用もままならない今、青少年のおかれている状況は非常に厳しく、工業高校や商業高校を卒業後の就職はもとより、中学や高校中退ではなおさらである。このような青少年の多くは、将来の夢すら持たずに、フリーターと称して職業を転々とし、悪条件のもとでの労働に喘いでいる。このような社会をつくり出したのは、我々おとなであると認識し、青少年の雇用にも積極的に取り組み、青少年に夢と希望を与え、活力を生み出す「まち」になるための施策を展開していかななくてはならない。

2 若者の育つまちづくり

西東京市においては、「子どもは、何ものにも変えることのできないかけがえのない存在であり、幸せに育っていく権利をもって生まれてきているもの、子どもたち一人ひとりが等しくその権利を享受できるような、健全育成のあり方が求められている」と捉え、子どもの人権を権利の主体として捉える認識が、青少年に関する施策に生かされるよう多様な活動の機会や場の充実を図る等、地域の教育環境の整備に努めることが大切である。

青少年の健全育成を考える時、様々な状況におかれ、様々な自己主張している青少年の存在に目を向けていく必要がある。非行・青少年の犯罪・薬物・引きこもり・不登校・いじめ等、健全育成の「負」とされる部分について、どのように捉え、認識し、援助していくかが大切である。これらの問題には、個人や家庭、おとなや社会の問題と密接に関係があることは理解されてはいるが、その問題の複雑さから即効性のある解決策には至らない現状がある。

西東京市は、全都的にみた青少年犯罪の検挙率で、上位にあることを忘れてはならない。合併後の2年間、多くの部局で青少年に関わる施策が行なわれているが、それぞれの部局が一貫性を持って全庁的な連携、協力体制のもと一体となって取り組むことである。

さらに、これらの問題については継続的に、青少年問題協議会で調査研究することが望まれる。

そのためには、西東京市が取り組むべき青少年施策の方向として、「青少年の育ちを支える支援」「置かれている状況への支援」「青少年の居場所づくり」等を柱におき、児童青少年部がリーダーシップをとり、青少年に関わる事業の把握と調査を行なうことが必要不可欠である。西東京市の青少年行政を総括、推進する部署としての役割機能を児童青少年部が果たすにはより一層の職員体制の確立が求められる。

II 青少年の育ちを支える支援

1 社会の中で生きる力

(1) 遊びと学び

テレビゲームは小中学生の9割以上が所有し、「友達づきあいの必需品」として子どもたちの遊びの主流に位置づいている。さらに、インターネット・携帯電話の普及により青少年の生活や、文化にも大きな影響を与えている。寸暇を惜しむかのようにあらゆる空間でコミュニケーションを楽しんでいる青少年、親は、「精神面、健康面、教育面」への影響を心配しながらも、「快適で便利」な生活を楽しむ子どもたちにどのようにして自己を熟成させていくべきか、社会の中で生きる力を育成する学びを望んでいる。

IT時代の教育は、総合的な学習の時間で実施されるようになり、地方自治体や地域ボランティア等が様々な形で支援・推進活動を展開し始めたが、指導者の不足やネットエチケット、子どものプライバシー、有害情報等、「社会的、共感性、生きる力」等、青少年が本当に必要な知識を学ぶ機会を与えることが地域や行政に求められている。

(2) 生活と学び

子育て疲れや煩わしさ、子育て不安感が大きくなり、夫婦の意識のズレによる緊張感を敏感に受け止め、なるべく「迷惑をかけない」関わりに気を使う子どもたち、家では、親に心配をかけるような悩みや苦しみを抑制している子どもが増えている等、親子関係の希薄さが指摘されている。一つ屋根の下で生活していても、一人ひとりが生活スタイル・生活時間・食生活・情報の接触方法等も違う孤立化した生活、中高生の事件・事故への関わりや生活状況までもが家族に把握されず、心配さえされていない状況が危惧される今日である。

おとなの生活も高速化し、より便利に、簡便にする生活が、面倒な話し合いや厳しい議論を避け、互いに不愉快な思いをしないような共同生活の場に変容してきている。この低さとともに、他者との関係を築くことが不得手(98年・青少年白書)とその特長があげられている。

今大切なことは、家庭の教育力である。家族の個々が入手した情報や学びを生活の中で家族と共有したり、共に楽しむ生活を通して基本となる生身の人と人との交流する術を身に付けていくことが望まれている。そのためにも家庭の教育力を支援するための行政や地域の援助が必要である。

(3) 社会との接点

教育改革によって、道徳教育の教化、総合学習、奉仕活動の義務化等、社会との接点を通して「社会の規範の遵守」「文化や人間的な触れあい」「愛や生命の尊さ」を学ぶ機会が求められている。増加する青少年の犯罪や問題行動は、世相を反映しての携帯電話やインターネットによる犯罪、些細なきっかけでキレての刺殺、暴力、援助交際、窃盗、万引き等々、対象を選ばない遊び感覚の犯罪へとエスカレートしてきている。特に、日本のテレビ放送の低俗さ、青少年への悪影響を及ぼす暴力・性描写等、メディアをめぐる問題については青少年を含む視聴者のメディア・リテラシー（メディアが提供する情報を読み解く能力）を高めることが必要である。情報を「読み解く」ためのリテラシーの基盤は、学校や家庭による教育と、多様な人間関係のなかでつくられる。これからの家庭の教育も、メディアを生かしながら、経験と直接的なコミュニケーションに基づく学習の蓄積によって、リテラシー観を身に付けていくことが望まれる。こうした時流のなかで、おとながすべきことは、青少年が人間としての権利と義務を学ぶ場の提供によって子ども自身に解決の手がかりがつかめるように援助することである。そのためには、地域のボランティア活動や体験活動に積極的に参加ができるような機会を与えること、スポーツや趣味等、余暇を利用して特技を磨く場を与えることが大切である。青少年の生きる力を育む文化を生み出すのは地域の責任でもあるとあって過言ではない。青少年の人権、権利を尊重しながら、健全な人間関係と地域の文化を生み出す共同作業の場に青少年の積極的な参加と、共に創り出す営みに行政は取り組むべきである。

2 自分を大切にする力

青少年健全育成を考える時、青少年に関わる周辺の条件整備をすることも大きな柱の一つであるが、一方、自らが健全に育ち、自らの力をもってすべてのことに立ち向かえる青少年自身の力を育てることも大切な柱の一つと考える。

自分を大切にし、自分を愛し、自分を受容することから他者への思いやりや信頼、共感、愛へと繋がる力を育むのではないか。

今の青少年の行動を見ていると、自分を粗末に扱い、自分を大切にしているとは思えないケースがあまりにも多い。

親や周りのおとなが早い段階から、自分を大切にし自分自身のことは自分で考え自分で守るということを、教える必要性を強く感じる。

(1) 青少年犯罪

西東京市の少年補導人員数、犯罪少年数、触法少年数、いずれも全都内の約3%にもものぼっており、決して少ない数とは言えない。

青少年非行の問題は、必ずしも子どもだけの問題ではなく、まず家庭の問題であり、家庭の中での人間関係が大きく関わっている。親の責任はもちろんのこと、親も現実から逃避してはならないと思う。そしてそれにもまして、地域の中での人と人とのつながり、結びつき即ち連携ができていくか否かが、青少年の犯罪数にかなりの影響を及ぼしてはいないだろうか。子どもたちにとって、「知り合いが地域の中にいる」ということは、犯罪予防にもつながる。「隣は何をする人ぞ」という結びつきは、子どもの健全育成においては決してプラスにはならない。

(2) 青少年の薬物

薬物に関する都内の青少年は、昨年7月末現在ですでに前年比2倍以上にもものぼっている。その内訳を見ると、青少年の大麻事犯は全検挙数の9.8%にもものぼり、覚せい剤の2.6%を大きく上回っている。

西東京市内でも例外ではなく、対岸の火災という感じでは捉えられない状況にある。

薬物は本人の脳にダメージを与え、身体を蝕み、廃人にならしめる恐ろしいものということを早期に子どもに対して学習させる必要がある。

また、薬物使用に関して、昔とは大きく変わり、周囲には使用していると分からない方法で使用していることもあり、親やおとなもその辺を学習する機会が必要である。

(3) 青少年の性

中学生の妊娠問題は、表面には出にくいですが、かなりの数があると言ってよい。また、青少年の性感染症（STI = Sexually Transmitted Infections）も増加の一途をたどっている。ということは、青少年のセックスはもう一般常識化しているということであろう。性の問題がここまできると、性教育も学校教育だけに任せておいてよいのだろうかを考える。小学校時代から各家庭内での積極的な性教育はもちろんのこと、啓もう活動を活性化させるという意味で、社会教育の分野でも、ぜひ性教育を担ってほしいものである。

また、子どもたちには、自由にはそれなりの責任が伴うことも教えていきたい。

子どもがほしい時に妊娠ができない身体にしてしまうか否かは、本人の行動次第で、自分自身の身体は自分で守るしかないことを、きちんと教えていこう。おとなの責任として。

(注 STI = エイズ、性器クラミジア、性器ヘルペス、梅毒、淋病、トリコモナス症、毛じらみ症等)

III 活動の場と居場所の提供

1 青少年の求めている居場所とは

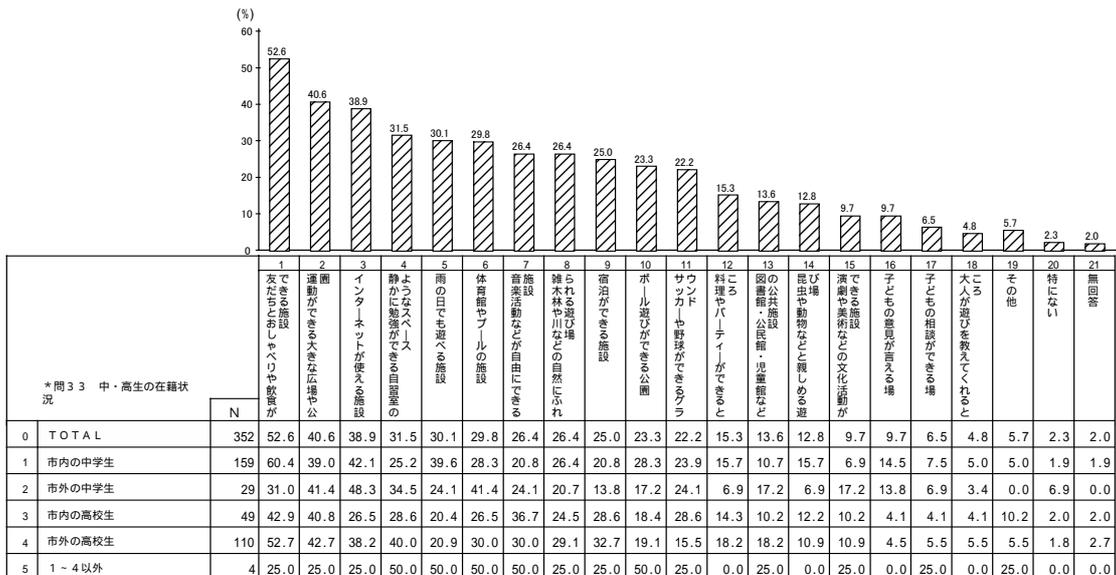
30年前、40年前、原っぱも時間もあった。子どもたちは暗くなるまで遊びまわり、中高生が仲間とおしゃべりする場には困らなかった。しかし、今、青少年の居場所はどれくらいあるだろうか。

家と学校があれば、それで青少年の居場所、活動の場は十分とは決して言えない。意向調査の結果からも分かるとおり青少年は、友達と飲食をしながら気軽に友達と話したりできる施設、自習室のような学習の場、スポーツや音楽活動のできる場所を求めている。新たに青少年向けの施設をつくることが望ましいが、現在ある公共施設の開館時間や施設の使用規則等を改善するだけでも、当面、青少年の居場所の確保につながると考える。

(子どもが利用しやすい遊び場や施設にするために必要なこと) 中高生 表 1

* 問 3 3 中・高生の在籍状況		N	1 子どもの意見をとり入れる	2 利用料を無料にする	3 日曜や祝日も利用できるようにする	4 利用手続きを簡単にする	5 子どもが自由に集まれるようにする	6 開館時間を長くする	7 施設を近くにして増やす	8 子どもが企画・イベントなどをする	9 マップなどの広報活動をする	10 子どもが施設の運営にかかわる	11 その他	12 特になし	13 無回答
0	TOTAL	352	68.8	66.2	61.9	54.3	47.7	42.3	30.1	22.2	19.6	12.5	3.1	4.8	1.4
1	市内の中学生	159	77.4	68.6	60.4	62.9	53.5	43.4	33.3	24.5	16.4	15.7	2.5	4.4	1.3
2	市外の中学生	29	65.5	55.2	58.6	34.5	44.8	44.8	34.5	20.7	17.2	6.9	6.9	10.3	0.0
3	市内の高校生	49	55.1	69.4	57.1	46.9	44.9	38.8	22.4	20.4	20.4	8.2	2.0	2.0	2.0
4	市外の高校生	110	63.6	65.5	67.3	50.0	40.9	41.8	27.3	20.9	25.5	11.8	2.7	5.5	1.8
5	1-4以外	4	75.0	50.0	75.0	75.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0

(近くにほしい遊び場や施設) 中高生 表 2



「西東京市子どもの生活と家庭の実態・意向調査」報告書から

2 施設の現状と充実のための提案

(1) 児童館

現在西東京市には児童館、児童センターは、分室を合わせると14館あるが、平成13年度の児童館別集計表によると、小学生は年間241,198人が児童館を利用しているが、中高生は17,495人にしか利用されておらず、これを児童館全館の児童数で割った数は、1館あたり1日平均約4.3人である。学校週5日制になり下校時間が遅くなった今年度では、その数がさらに激減しているものと考えられる。

延べ床面積が500㎡を超える児童館は7館あるが、このなかの数館は立地条件から、中高生の利用が見込まれる館を青少年に親しみやすい館名への変更し、休館日の変更、時間の延長、青少年に対応できる人材の配置等することで、より一層青少年にとっても利用しやすくなるものとする。

(2) 図書館

西東京市の図書館では学習室を備えている館がなく、自宅で学習することができない青少年に対応できておらず、学習室の整備が望まれる。また休日の開館や開館時間の延長等も望まれている。

(3) 公民館、地区会館(コミュニティセンター)、集会所

青少年の利用は限られており、ほとんどの施設が青少年にとって縁遠いものとなっている。これは、利用の申請方法や、その施設の設備が青少年のニーズにこたえていないからであろうと考えられる。地域の中学校や高校の中間試験や期末試験等にあわせて空いている部屋を学習室等として開放することや、公民館等では青少年が自由にインターネット等で、学習に必要な情報を得られる施設整備等、青少年にとって魅力ある施設運営が求められる。

(4) 市民会館、こもれびホール、コール田無

これらの施設を青少年が積極的に利用できるようにするためには、青少年が利用しやすい使用料や申請方法等を、青少年を含めた検討委員会等を開き検討することが望まれる。

(5) スポーツセンター、総合体育館、各種スポーツ施設

青少年の健全育成にとって、スポーツ活動の場の保障が重要なことを考えれば、各施設の使用申請方法の簡略化や窓口の一本化が求められる。

(6) 学校施設の開放

平成 1 4 年度からの学校週 5 日制実施により、地域の教育力を高め、青少年の地域での居場所として学校施設の開放を進める必要性が出てきた。

現在学校施設開放、旧保谷地区と旧田無地区の学校でその管理運営、実施形態等が未調整の状態にあり、利用者には分かりづらい状況がある。

教育委員会は全市的に学校施設の開放状況を早急に把握・調整し、西東京市民共有の財産である学校施設を、教育委員会の管理責任のもと、平日の夜間や土曜日、日曜日に開放する等、青少年の利用を視野に入れた開放を推進することが望まれる。

[1] 会議室、音楽室、家庭科室、図書室等

青少年の活動の場として申請による団体利用のほか、図書室等は青少年が気軽に申請なしに利用できる方法での開放が必要である。

[2] 校庭、体育館の開放

これまで以上に青少年をはじめ市民が利用しやすい方式を検討する必要がある。中高生だけの団体でも申請できるように、申請方法を分かりやすくする・簡単にする等の工夫が必要である。

[3] パソコン室の開放

パソコン室はその性質上、生徒の個人情報、セキュリティ、ソフト、不良サイトへのアクセス制限等、解決しなければならない問題点が数多くあるが、学校、教育委員会、情報推進室、P T A 等が参加する会議の場を設け、開放に向けての積極的な検討を行なう。まだ家庭にパソコンのない家庭も多いことを考えれば、西東京市の青少年の、I . T による情報格差をなくすためにも、パソコンが整備された、小中学校のパソコン室を青少年に開放することが望まれる。

(7) 野外活動センターの設置

自然環境の中での野外活動は、青少年の健全育成には欠かすことができないことはもとよりである。幸いにも西東京市では合併記念公園が平成 1 7 年オープン予定である。この合併記念公園の懇談会から平成 1 4 年 3 月には中間答申の中で、青少年の活動の場や青少年の野外活動を推進する場の設置が掲げられており、この計画が遅滞なく進められることを望む。

(8) 中学生の部活動の保障

中学生の居場所を考える時、彼らの生活時間の大部分を占める学校生活も視野に入れる必要があるだろう。特に中学生の部活動は体力の向上に必要なだけでなく、部活動を通じて人間関係を学ぶ等、中学校生活の 3 年間で大きな比重を占める。文部科学省や、東京都教育委員会等で、部活動を推奨しているのはその意味合いを認めるゆえではないか。

しかし現実には顧問教師の都合によって廃部や休部になっており、子どもたちに

とって部活動の長期的保障ができていない現状にある。

このような現状に鑑み、中学生の長期的・継続的な部活動の保障をするために、同好会の設立やサークル活動等の支援をすると同時に、指導者を長期的に確保・雇用する等、西東京市としての特色ある教育行政が求められる。

また、運動部等では中学校体育連盟に加入していないと東京都の試合に出られない等の不都合も多く見られるが、子どもたちに責任のないことで不利益を被ることのないように、早急に東京都教育委員会等に制度改善を働きかけることが求められる。

(9) 青少年センターの設置

青少年やその保護者からは、青少年の活動の拠点として杉並区に見られるような、青少年がその運営に関われるような新たな青少年センターの建設を求める声がある。当面は青少年に関する情報の収集や、情報の発信基地として児童青少年部に青少年センターを設置し、青少年に関するあらゆる相談や情報の提供等を行なうことを提案する。

(地域に望む子育て相談・情報提供サービス) 保護者

表 3

* 問 19 - 1 中・高生の在籍状況		N	1 交換などができる 子育て中の親が交流して情報	2 専門家などが相談のつてく れる	3 カウンセリングが受けられる	4 電話で相談したり情報を得る ことができる	5 夜間や休日にも相談を受け付 けたり情報が得られる	6 施設で相談したり情報を得る ことができる	7 子どもに遊びを教えようとする	8 インターネットを利用して相 談・情報提供が得られる	9 家庭訪問をして相談のつて くれる	10 子どもに助けをしてくれる	11 その他	12 特にな	13 無回答
0	TOTAL	441	58.5	49.9	44.4	39.2	37.4	34.7	30.2	27.7	9.5	7.7	1.1	5.7	2.5
1	市内の中学生	172	61.6	47.1	42.4	31.4	37.8	35.5	33.7	27.3	11.0	4.1	0.0	7.0	2.9
2	市外の中学生	43	44.2	55.8	32.6	39.5	23.3	37.2	30.2	34.9	7.0	11.6	2.3	7.0	0.0
3	市内の高校生	50	54.0	54.0	50.0	52.0	32.0	32.0	28.0	36.0	6.0	6.0	2.0	6.0	2.0
4	市外の高校生	164	62.2	50.0	47.0	44.5	41.5	34.8	26.2	24.4	7.3	10.4	1.2	3.7	2.4
5	1～4以外	8	50.0	62.5	62.5	25.0	50.0	37.5	50.0	0.0	37.5	25.0	12.5	12.5	0.0

「西東京市子どもの生活と家庭の実態・意向調査」報告書から

(10) 市の事業による、活動の場の提供

青少年に関わる施設は、積極的に活動の場や居場所としての事業展開を図ることが求められているが、表 1 から分かるように青少年の意見を取り入れた事業を行なうことが望まれる。

3 活動する団体への支援

西東京市は合併後、青少年に関わる担当部署が児童青少年部に一本化されたが、青少年の健全育成を進めるために、児童青少年部は、教育委員会等と密接な連携のもと、健全に活動する団体や個人へ支援を行なうために、更なる情報の共有化と連携協力体制を図ることが求められる。

(1) 人的支援

西東京市児童青少年部、教育委員会生涯学習部は、市内で青少年に関する活動団体、個人の情報を把握しその活動を支援する。またその団体や個人の情報を人材情報として、必要としている団体や個人に的確な方法で公開することや、活動する団体の講習会や研修会、講演会等に必要に応じて講師を派遣する等の支援も求められている。

(2) 経済的支援

青少年の健全育成分野で活動する団体の核として平成14年4月に西東京市児童青少年部の支援により、全小学校区に青少年育成会が設置された。市は、青少年育成会をはじめ、青少年健全育成分野で活動する、健全な団体へ支援・援助することはもとより、各団体の交流会、青少年のイベント、指導者の養成講座等の事業を行なう等の援助も求められる。

(3) 施設、設備への援助

既存の施設、設備を有効利用するために、施設内の遊具、道具、器具等を再点検し、青少年のニーズに応えられるようにすることが求められる。

また、子ども・家庭支援センターや青少年活動の拠点となる、青少年センターの設置も求められる。

4 指導者の養成

(1) 青少年指導者の必要性

平成14年度からの完全学校5日制の実施に伴い、健全な青少年の育成にあたっては地域での青少年を育む環境づくりと整備が、改めて様々な形で見直され、検討される必要が出てきた。特に西東京市となって歴史の浅い当市では、きめの細かい青少年に対する心配りで新制度に対応していく態勢が求められる。

西東京市教育委員会の教育目標として、「21世紀を拓き、緑あふれる一人ひとりが輝くまち」を基本理念とし、また、まちづくりの将来像として「若者を育てるまち」を定めている。

青少年の育成には、学校、家庭、地域の三者が一体となり、密接な関係と連携をとりあい、理想的には各々が釣り合いのとれたバランスで輝かしい未来ある青少年を育成していくことが大切である。

しかし、青少年を取り巻く社会環境は、経済的にも精神的にも近年ますます厳しさを増して来ており、その環境の変化に影響を受けやすい青少年の心を、柔軟に暖かく受けとめ、人権を認めて支えていくのには家庭の力だけでは不可能なケースも出て来ているのが現実である。そうした青少年の揺れ動く心と行動を、地域で上手に指導し、リードしてくれるアドバイザー、コーディネーター、カウンセラー、リーダーと呼ばれる人たちが、一人でも多く存在してもらえれば、学校、家庭、地域、ともども心強く思うことであろう。

(2) 魅力ある居場所づくりに必要な指導者の養成

2001年の国際ボランティア年を契機としてのボランティア活動への積極的参加、社会体験活動、環境、人権への取り組み、自然とふれあい、国際交流の推進、スポーツ、文化へのはたらきかけと青少年のゆとり教育の普及とも相俟って、地域での青少年が参加し、活動できる場所は多々あり、すでに各々の分野では立派な指導者の方々が時間を割いて育成に協力活動しておられる。

しかし残念ながら、指導者としての資質を持ちながら、その方たちの受け入れ態勢が十分に確立されておらず広く周知されて生かされていない現状にある。

意向調査報告書によると、中高生の地域の行事への参加の予定を聞いた調査では、「めんどくさい」が59.5%、「行ってもつまらない」が57.2%にもなっている。地域での様々な行事に一人でも多く参加してもらい、地域でのふれあいを通して健全に育成をしてくれることを望みたい私たちにとって考えさせられる点であり、参加を呼びかけるには、それなりの各分野に習熟している指導者の協力や青少年の意見を聞くことが非常に大切である。

今後市は年齢等を問わず様々な分野での実践的な行動力ある有能な指導者となりうる方々の発掘、養成と人材登録の方法、受け入れ窓口の明確化に向けて努力することを切望するものである。

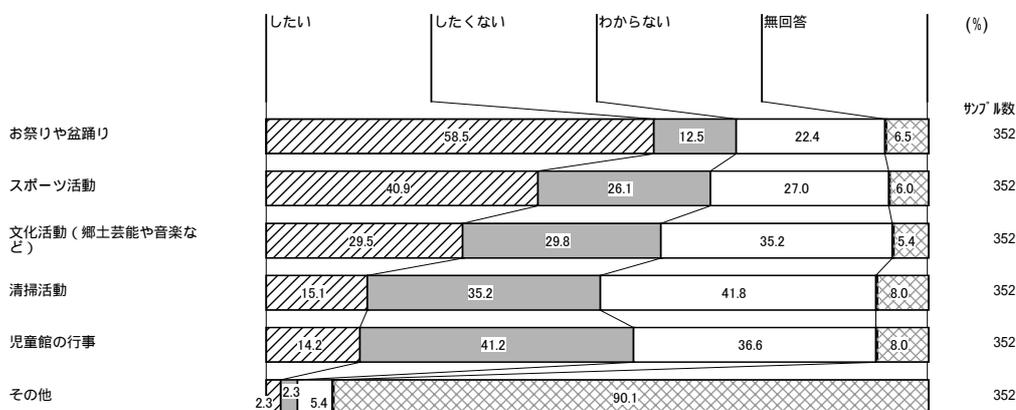
(参加した(参加してみたい)ボランティア活動) 中高生

表 4

		1 地域活動・ボランティア	2 寄付や募金の活動	3 自然・環境保護	4 年下の子どもへのめんどう	5 リサイクル	6 お年寄りの手助け	7 障害者の手助け	8 国際交流活動	9 防災活動	10 その他	11 無回答	
* 問33 中・高生の在籍状況													
	N												
0	TOTAL	352	28.4	24.7	21.0	18.8	18.5	17.6	11.9	11.6	4.3	4.5	21.0
1	市内の中学生	159	31.4	23.9	23.3	18.2	21.4	17.6	11.9	10.7	4.4	4.4	15.7
2	市外の中学生	29	10.3	37.9	27.6	17.2	10.3	13.8	6.9	17.2	0.0	3.4	31.0
3	市内の高校生	49	22.4	10.2	14.3	22.4	14.3	22.4	12.2	10.2	6.1	4.1	24.5
4	市外の高校生	110	32.7	29.1	20.0	18.2	17.3	16.4	13.6	11.8	4.5	5.5	24.5
5	1-4以外	4	0.0	25.0	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0

(地域行事への今後の参加意向) 中高生

表-5



「西東京市子どもの生活と家庭の実態・意向調査」報告書から

(3) 体系的、継続的な指導者養成への取り組み

青少年指導者の養成にあたっては、青少年の心身の健全な発達を支援し、青少年の人格形成にも大きな影響を与える人材を養成するという観点に立って、指導者の果す役割を明確に分類し、資質の向上を図る丁寧な人材養成が望まれる。

多様な青少年の活動を支える人材養成のためには、青少年の発達支援に関わる支援者として共通に備えるべき資質と、活動する分野や対象者別に必要とする資質等、きめ細かい内容で体系的な指導者養成カリキュラムを用意する必要がある。(別紙[1]参照) また、養成だけではなく指導者に対して活動の場の保障や、フォローアップ研修を行なう等、継続的に資質の向上にも努める必要がある。

指導者の養成にあたっては、児童青少年部と生涯学習部とが共同でカリキュラムづくりを行なう等、関連部署との連携協力を行い、人材を必要としている団体や青少年の声も聞きながら、「青少年に求められる人材養成」を目指すことが大切である。

5 情報の提供

平成14年4月より家庭や地域で過ごすことが多くなった週末、学校・家庭・地域社会が一体となった青少年の健全な育成のための教育力が求められている。学力、教養、社会体験等、一人ひとりのニーズにあった情報を選択できるシステムの構築が急務である。そのためには、それぞれの団体の地域における活動状況を知り、児童青少年部、教育委員会、警察等、青少年に関わる各部署との連携が大切である。

(地域に望む子育て相談・情報提供サービス)保護者

表 3

				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
				子 交 換 中 の 親 が 交 流 し て 情 報 を 得 る	専 門 家 な ど が 相 談 に の つ き く れ る	カ ウ ン セ リ ン グ が 受 け ら れ る	電 話 で 相 談 し た り 情 報 を 得 る こ と が で き る	夜 間 や 休 日 に も 相 談 を 受 け 付 け た り 情 報 が 得 ら れ る	施 設 で 相 談 し た り 情 報 を 得 る こ と が で き る	子 ど も に 遊 び を 教 え て く れ る	イ ン タ ー ネ ッ ト を 利 用 し て 相 談 ・ 情 報 提 供 が 得 ら れ る	家 庭 訪 問 を し て 相 談 に の つ き く れ る	子 ど も に し つ け を し て く れ る	其 他	特 に な い	無 回 答
*問19-1 中・高生の在籍状況		N														
0	TOTAL	441		58.5	49.9	44.4	39.2	37.4	34.7	30.2	27.7	9.5	7.7	1.1	5.7	2.5
1	市内の中学生	172		61.6	47.1	42.4	31.4	37.8	35.5	33.7	27.3	11.0	4.1	0.0	7.0	2.9
2	市外の中学生	43		44.2	55.8	32.6	39.5	23.3	37.2	30.2	34.9	7.0	11.6	2.3	7.0	0.0
3	市内の高校生	50		54.0	54.0	50.0	52.0	32.0	32.0	28.0	36.0	6.0	6.0	2.0	6.0	2.0
4	市外の高校生	164		62.2	50.0	47.0	44.5	41.5	34.8	26.2	24.4	7.3	10.4	1.2	3.7	2.4
5	1～4以外	8		50.0	62.5	62.5	25.0	50.0	37.5	50.0	0.0	37.5	25.0	12.5	12.5	0.0

「西東京市子どもの生活と家庭の実態・意向調査」報告書から

(1) 団体の活動状況の把握

旧田無、保谷の頃より、種々の団体が同じような活動をしており、児童青少年部においては、地域の青少年を対象とした団体の活動を明確にして、効果的にすること。

(2) 地域の人材情報の把握

児童青少年部においては、社会教育関係で把握された地域の人材の中から、青少年の育成に関わる知識・才能を提供してくれる人材の把握と活動の場を考えて、市民に理解と協力を要請する。

(3) 市民への情報提供

市が行なう全市民対象のイベントや子どもたちが選択できる情報を的確な方法で提供するシステムをつくり、地域の人々が青少年のための活動に積極的に参加できるように条件整備する。

(4) 青少年への情報提供

子どもたちが、地域での様々な学習や活動に参加するためには、学習の機会や学習の場所、学習の指導者についての情報が、子どもたち自身に広く届けられることが必要である。そのためには、各学校と、社会教育施設、児童施設、地域の自主団

体等の情報交換が大切となる。

(5)「青少年センター」の設置

役割としては、青少年の学校外活動の情報収集、情報提供、子どもに関する相談活動等を行い、インターネット等を利用して活動の情報を自由に提供する。

(6) 地域活動の交流と情報の把握

- ・ 学校週5日制への対応・・・学校を中心とした地域の子どもは地域で育てることを基本に土曜日、日曜日には地域の公共の施設を開放する。
- ・ 学校施設の開放と責任・・・土曜日、日曜日の学校施設の開放にあたっては、地域の自治会や育成会が全面的に責任がとれるよう施設の共用化が図れるように改造し、教育委員会として責任者をおく。
- ・ 各団体の交流と活動状況の広報・・・各団体が市のイベントや行事等で交流し、情報を交換しながら青少年のための活動に理解と協力についてインターネットや市報等で情報の把握・提供をする。

むすび

学校週5日制が始まってもうすぐ1年になる。何となくこの制度は定着したような感じもあるが、青少年の実態はどうだろうか。土曜日、青少年を対象としたイベントが増えた感もなきにしもあらずだが、土曜日の塾通いが増えた。

この学校週5日制が始まる前から、青少年の居場所は、ことあるごとに話題になってきた。学校がある、家庭がある、だから青少年にはこれ以上、居場所はいらぬという考え方もある。しかし、おとなになる過程にある青少年が、どうやって人間関係を学び、社会性を身につけていくのか、この年代だからこそ溢れるエネルギーをどう発散させてやれるのか、というようなことを考えると、自然も時間もなくなってしまった現代の青少年に、適切な、のびのびできる場を提供する必要がある。

青少年と言う時、障害児や、不登校児のことを忘れてはならない。さらに、反社会的な行為に及んでしまった青少年のことも、もちろん、視野に入れる必要がある。そもそも、青少年には人権があることが、ややもすると忘れられがちで、青少年をおとなの指導の対象としてのみ、捉えてしまうことがある。今、青少年は、犯罪の増加、薬物の氾濫、性モラルの崩壊などという環境の中にいることも忘れてはならない。

青少年の健全育成を目指した取り組みは各地で始まっている。

東京都では、「心の東京革命」を提唱・推進している。これは、おとなの意識改革、つまり、青少年を育てるという意識をおとなの中に根づかせることを目指すプログラムである。

子どもを取り巻く環境の悪化、そして青少年が問題を起こす時、その背景にはおとながつくり出した原因があることを意識しておく必要がある。青少年は「勝手にそうなった」わけではない。

青少年に培ってほしいのは、学力だけではない。むしろ、社会的な接点を自ら見出し、人間関係を築き、自分の力で生きる力である。

中間答申でも触れたが、本答申の内容を実現するために、西東京市としての積極的な取り組みを望む。具体的には、児童青少年部が中心となり、以下の施策を行なってほしい。

- [1]地域の安全性を高め、青少年を取り巻く環境の整備をする。
- [2]地域の連携を深める施策を行なう。
- [3]青少年健全育成に関わる情報の収集を行なう。
- [4]青少年問題を話し合う組織づくりを行なう。
- [5]市内の青少年健全育成に関わる活動団体のすべてを集め、西東京市全体の青少年健全育成を話し合う場を企画運営する。

青少年の健全育成のための施策を実行するには、まず、市民がおとなであることを自覚し、それぞれが自分らしく生きられる環境があることを前提とし、市民自身が青少年の人権について共に学びあう機会や場が十分にあることが必要であることを、付言する。

最後に、この答申が机上の空論に終わることなく、青少年に関わる施策等において実践されることを切に願うものである。

付属資料

1. 西東京市青少年問題協議会委員名簿
2. 答申策定までの経過
3. 青少年問題協議会資料一覧

1. 西東京市青少年問題協議会委員名簿（15人）

氏 名	選 出 区 分
まるやま ぎいち 丸山 儀一（副会長・座長）	西東京市防犯協会代表
すみだ よしこ 住田 佳子（副座長）	青少年育成会代表
えんどう れいこ 遠藤 禮子	保護司会代表
おかべ よしはる 岡部 良晴	西東京市立中学校長代表
おがわ ひろこ 小川 ヒロ子	東京都小平児童相談所所長
かくた ふみこ 角田 富美子	教育委員
かわい まりこ 川合 真理子	青少年育成会代表
こが せつこ 古賀 節子	青少年育成会代表
さいとう まさよし 齋藤 政芳	警視庁田無警察署生活安全課長
しまだ やすたみ 嶋田 安民（起草委員会会長）	青少年育成会代表
すずき ひさゆき 鈴木 久幸	市議会議員（H15.2.24～）
すだ しげあき 須田 重昭	東京家庭裁判所八王子支部 家庭裁判所調査官
せとがわ かつみ 瀬戸川 カツミ	西東京市主任児童委員代表
どい せつこ 土井 節子	市議会議員 （H13.10.22～H15.1.20）
なかた えみこ 中田 恵美子	市議会議員（H15.2.24～）
もりした のりこ 森下 典子	市議会議員 （H13.10.22～H15.1.20）
もりた やちよ 森田 八千代	人権養護委員

（ は起草委員兼務）座長・副座長以下アイウエオ順

2. 答申策定までの経過

回	開催年月日	内 容
第 1 回 定例会	平成 1 3 年 1 0 月 2 2 日 (月)	1 . 委員の委嘱について 2 . 会議の運営方法について 3 . その他
第 2 回 定例会	平成 1 3 年 1 1 月 2 7 日 (火)	1 . 今後の会議の運営方法について 2 . 各委員の立場としての青少年との関わりについて 3 . 西東京市としての青少年との関わりについて 4 . その他
第 3 回 定例会	平成 1 4 年 1 月 2 8 日 (月)	1 . 委員アンケートについて 2 . 資料について 3 . 委員アンケート問 3 ・ 4 について各委員から説明 4 . その他
第 4 回 定例会	平成 1 4 年 2 月 2 7 日 (木)	1 . 青少年健全育成のあり方について 2 . その他
第 1 回 専門部会	平成 1 4 年 3 月 6 日 (水)	1 . 専門部会の運営方法について 2 . 答申の草案検討・作成 3 . その他
第 2 回 専門部会	平成 1 4 年 4 月 3 日 (水)	1 . 児童青少年施設の見学・調査 2 . 答申の草案検討・作成 3 . その他
第 3 回 専門部会	平成 1 4 年 4 月 3 0 日 (火)	1 . 答申の草案検討・作成 2 . その他
第 4 回 専門部会	平成 1 4 年 5 月 1 4 日 (火)	1 . 答申の草案検討・作成 2 . その他
第 5 回 定例会	平成 1 4 年 5 月 2 4 日 (金)	1 . 青少年健全育成のあり方について 専門部会からの答申案について 2 . その他
第 5 回 専門部会	平成 1 4 年 6 月 1 8 日 (火)	1 . 答申の草案検討・作成 2 . その他
第 6 回 定例会	平成 1 4 年 7 月 1 1 日 (木)	1 . 青少年健全育成のあり方について 専門部会からの答申案について 2 . その他

回	開催年月日	内 容
第 6 回 専門部会	平成 1 4 年 8 月 2 1 日 (水)	1 . 答申の草案検討・作成 2 . その他
第 7 回 定例会	平成 1 4 年 9 月 2 日 (月)	1 . 青少年健全育成のあり方について 2 . その他
第 7 回 専門部会	平成 1 4 年 1 0 月 1 日 (火)	1 . 答申の草案検討・作成 2 . その他
第 8 回 専門部会	平成 1 4 年 1 1 月 1 日 (金)	1 . 答申の草案検討・作成 2 . その他
第 9 回 専門部会	平成 1 4 年 1 1 月 2 1 日 (木)	1 . 答申の草案検討・作成 2 . その他
第 8 回 定例会	平成 1 4 年 1 1 月 2 5 日 (月)	1 . 青少年健全育成のあり方について 2 . その他
第 1 0 回 専門部会	平成 1 4 年 1 2 月 1 3 日 (金)	1 . 答申の草案検討・作成 2 . その他
第 1 1 回 専門部会	平成 1 5 年 1 月 2 4 日 (金)	1 . 答申の草案検討・作成 2 . その他
第 9 回 定例会	平成 1 5 年 2 月 2 4 日 (月)	1 . 青少年健全育成のあり方について 本答申案の最終検討 2 . その他

3 . 青少年問題協議会資料一覧

西東京市青少年問題協議会条例
西東京市青少年問題協議会条例施行規則
地方青少年問題協議会法
西東京市における市民参加の基本方針
西東京市青少年問題協議会傍聴要綱（案）
付属機関等の会議録作成に関する要綱
青少年育成マニュアル
子育て便利帳
西東京市民マップ
青少年育成推進要綱
青少年を取り巻く環境の整備に関する指針
にしとうきょうのじどうかん（冊子）
西東京市の青少年健全育成対策
青少年問題協議会委員アンケート回答資料
市民意向調査の内容と集計結果
旧田無市青少年問題協議会の意見具申
西東京市子どもと生活と家庭の実態・意向調査報告書
西東京市子育て支援計画のための基本理念及び基本方針
24期東京都青少年問題協議会答申について
青少年教育と青少年の健全育成について（社会教育主事の青少年健全育成に対する私見）
青少年委員の仕事（旧保谷市）
青少年委員の選出方法について（旧保谷市）
西東京市青少年委員会規約（平成13年3月31日廃止）
平成12年度年間活動報告一覧（旧保谷市）
西東京市の青少年健全育成のあり方について（中間答申）
「青少年の居場所」づくりについて（提言）～完全学校週5日制をむかえた「青少年に関する施策の実態調査」をとおして～

【青少年の健全育成に必要な人材と求められる資質】

	求められる人材	イメージ	求められる資質															
			カウンセリング マインド	人権への理 解(子どもの 権利条約学 習)	子どもの 発達心理	ボランティ ア論	リーダ ーシ ップ論	障害者への 理解	子どもを巡 る現代的諸 問題	分野別技 術・指導能 力	レクリエ ーションの知 識と指導能 力	安全管理(救 急法)・危機 管理	活動・事業 の企画力	団体運営論	まちづくり論	行政の情報・しくみ	地域の情報	
コーディネーター	地域の青少年健全育成活動をコーディネートする人	地域の人材と人材を求める人をつないだり、活動の企画等、地域の自主的活動の活性化を図る。	○	○		○				○			○	○	○		○	○
	地域スポーツクラブ・文化クラブを組織化する人	指導者ではなく、組織作りのための人材発掘、会の運営等を支援する人	○	○		○	○			○	○			○			○	○
	青少年の健全育成に理解ある地域作りをする人	地域の大人や保護者の交流、活動の活性化に取り組む人	○	○		○				○				○		○	○	○
	子育て中の親の育児サークルを組織する人	地域の大人の相互学習・交流を支援する人	○	○	○	○				○				○			○	○
ワーカー	子どもが主体的に活動する場をつくってあげる人	地域の大人や地域、学校との関わりの中で子どもの声や立場を代弁する人 子どもにより添い助言する支援者、相談相手	○	○	○	○				○						○	○	
子どもたちに直接関わる人	学校における部活の民間指導者 子どものスポーツ活動・文化活動等の指導者	教師や親と違う立場で、子どもたちの良いところを引き出し、地域社会と子どもたちの接点となる人	○	○	○	○				○	○			○	○			
	校庭開放や公園でのプレーリーダー	子どもの集団遊びを支援する人	○	○	○	○				○	○	○	○	○				
	子どもたちの異年齢集団を組織し、青少年リーダーを育成する人	異年齢交流事業を展開し、子どもたちの自治能力を高める人	○	○	○	○	○			○				○	○		○	○
	障害児の活動を担う人	障害の状況にあった指導、援助ができる人	○	○	○	○			○	○	○			○				

※子どもの発達支援をする人材であることを考えれば、それぞれの分野ごとに求められる資質とは別に支援対象者別の理解・支援技術の修得が必要（障害児対象・小、中、高校生対象・子育て中の親・成人等）

※子どもたちの置かれている状況（共働き家庭・単親家庭・障害児・不登校等）への深い理解と共感を持った人材・向き合う覚悟を持っている人

※子どもたちへのアプローチは、指導的方法ではなく支援的方法

※子どもへ直接関わる人材だけでなく、子どものそばにいる大人への支援も重要
（大人が変われば子どもも幸せ）

※○印については、青少年問題協議会委員の判断による。